

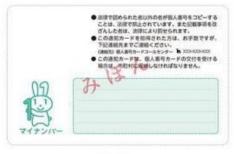
◆通知カード廃止について

〇法令の改正により、通知カードは令和2年5月25日に廃止されました。 廃止後は下記1の手続きができませんのでお知らせします。

通知カードの様式



【おもて面】



【うら面】

○通知カード廃止後の取扱い

1 通知カードの住所、氏名等記載変更の手続き

通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用するためには、通知カードの記載事項(住所、氏名等)が住民票と一致している必要があります。

一致していないとマイナンバーを証明する書類として使用できませんのでご注意くだ さい。

〇通知カード廃止後のマイナンバー確認方法(通知カードもマイナンバーカードもお持ちでない場合)

- ・ マイナンバーが記載された「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」を町 民課窓口にてご請求ください。なお、1通300円の手数料がかかります。
- マイナンバーカードの申請

初回交付に限り、無料で作成することができます。作成までに約1カ月から2カ月 ほどかかりますのでご注意ください。

マイナンバーカードの申請については、町民課にお問合せいただくか、吉田町ホームページをご覧ください。→マイナンバーカードの申請方法

※出生等により初めてマイナンバーが付番される方には、マイナンバーを「個人番号通知書」で通知します。

